(Ⅷ) 特掲診療料の施設基準(手術通則 5·6)に係る院内掲示手術件数

(算定期間:2024年1月~12月)

区分1に分類される手術

件数

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
7	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
H	肺悪性腫瘍手術等	0
才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術

件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
1	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
H	尿道形成手術等	0
才	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

件数

ア	上顎骨形成術等	0
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
才	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術

件数

ア	人工関節置換術	223
1	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循	0
	環を要する手術	
才	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

(再掲)

人工関節置換術 223件(膝関節 190件、股関節 33件)